

同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「溶生会」といい、大阪大学工学部 溶接・生産加工工学科、応用理工学科(生産科学科目、マテリアル生産科学科目生産科学コース)、及び大学院工学研究科 溶接・生産加工・生産科学専攻、マテリアル生産科学専攻生産科学コースの同窓会である。

(事務所)

第2条 本会の事務所を大阪大学大学院 工学研究科 マテリアル生産科学専攻生産科学コース内におく。

(支部)

第3条 本会に次の支部をおくことができる。

- 東部支部(北海道、東北、関東、甲信越)
- 中部支部(東海、北陸)
- 関西支部(近畿)
- 中国支部(中国)
- 四国支部(四国)
- 西部支部(九州、沖縄)

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は会員相互の親睦・情報交換を図るとともに、母校大阪大学工学部応用理工学科(マテリアル生産科学科目生産科学コース)及び大学院工学研究科マテリアル生産科学専攻生産科学コースの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会及び特別講演会
2. 会員名簿の発行
3. 大学における教育研究活動に対する支援
4. その他前条目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は次の通りとする。

1. **正会員**: 大阪大学工学部溶接工学科、生産加工工学科、応用理工学科(生産科学科目、マテリアル生産科学科目生産科学コース)、及び大阪大学大学院工学研究科溶接工学専攻、生産加工工学専攻、生産科学専攻、マテリアル生産科学専攻生産科学コースの出身者
2. **特別会員**: 大阪大学工学部溶接工学教室・生産加工工学・応用理工学科(生産科学科目、マテリアル生産科学科目生産科学コース)、溶接工学専攻・生産加工工学専攻・生産科学専攻・マテリアル生産科学専攻生産科学コースの教職員および教員であった者、また、マテリアル生産科学専攻生産科学コース**協力講座・領域の教員**、ビジネスエンジニアリング専攻テクノロジーデザイン講座・知能機能創成工学専攻知能アクチュエータ・センサデバイス創成研究室、生産科学コース**共同研究講座**の教員および教員であった者

(入 会)

第7条 第6条の資格を満たすものは自動的に会員になるものとする。

(会 費)

第8条 会費は理事会の了承を得て徴収することができる。

第4章 役員及び学年幹事

(役員の種類別)

第9条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長 1名
2. 副会長 若干名
3. 専務理事 1名
4. 理 事 若干名
5. 監 事 若干名
6. 支部長 各支部1名
7. 支部役員 若干名
8. 学年幹事 各学年若干名

(役員を選任)

第10条 会長、副会長、専務理事、理事、監事は総会において会員の中から選任する。専務理事は母校生産科学専攻生産科学コース在職教員の中から会長の推薦により総会で選出する。支部長及び支部役員は当該支部で選任し、総会で報告する。

(役員の仕事)

第11条 会長は本会の業務を総理し、本会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。理事は本会の円滑な発展に寄与する。監事は本会の資産状況及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

第5章 総 会

(総会の招集)

第12条 総会は会長が招集する。

(総会の議長)

第13条 総会の議長は、会長とする。但し、会長が副会長、専務理事の中から議長を指名した場合はその者が議長を務めることができる。

(総会の審議事項)

第14条 総会は次の事項について報告を受け、また承認する。

1. 予算、決算、会務の承認
2. 会計監査の報告
3. 会長、副会長、専務理事、理事、監事の任命
4. その他、動議などの必要事項

(総会の議決)

第15条 総会の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第16条 本会に理事会を置き本会の執行機関とする。

(理事会の構成)

第17条 理事会は会長、副会長、専務理事、理事、監事をもって組織する。

(理事会の招集)

第18条 理事会は会長が召集する。

(理事会の議長)

第19条 理事会の議長は、会長とする。但し、会長が副会長、専務理事の中から議長を指名した場合はその者が議長を務めることができる。

(理事会の議決)

第20条 理事会の議事は、出席理事の過半数を持って決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(理事会の職務)

第21条 理事会の職務は次の通りとする。

1. 会長、副会長、専務理事、理事、監事候補の推薦と総会への発議
2. 決算案、予算案の作成
3. 会務報告、会務計画の作成
4. 会則の制定および改正案の作成
5. その他本会の目的達成のために必要な事業の審議

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第22条 この会則は総会において、出席者の4分の3以上の議決を経て変更することができる。

付 則

1. この会則は総会の議決に基づき、平成13年3月3日から施行する。
2. この会則の施行にともない従来規則はすべて廃止する。
3. この会則は総会の議決に基づき、令和3年2月9日から施行する。

【慶弔に関する申し合わせ】

1. ご本人及び配偶者がご逝去された場合に、本部事務局宛にご連絡があれば、弔電によって弔意を表す。なお、理事会の協議によって弔花などの特別の対応を行うことがある。
2. ご本人のご逝去に際しては、有志の執筆により、同窓会名簿に追悼文を掲載することも配慮する。
3. 慶事については、特に顕著な行事がある場合には、理事会の同意を得て、適宜祝意を表す。
4. 本部・支部役員及びその経験者のご慶弔に際しては、該当役員会で適宜対応する。